年末調整手続の電子化について

■年末調整手続の電子化とは？

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面（ハガキ）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウエアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウエア（通称「年調ソフト」）にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

HP https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm

■電子化のメリットとは？

【勤務先のメリット】

①保険料控除等の控除額の検算が不要
②控除証明書等のチェック事務が削減（従業員が控除証明書等データを利用した場合）
③従業員からの問合せが減少
④年末調整関係書類の保管コストが削減

【従業員のメリット】

①控除額等の記入・手計算が不要
②控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
③勤務先からの問合せが減少

■国税庁が提供する「年調ソフト」とは？

国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。

※現在お使いの給与計算ソフト等への取込機能については、お使いのソフト開発業者様へご確認ください。

■「マイナポータル連携」について

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます（マイナポータル連携）。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

HP https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm

問合せ先
十勝池田税務署
☎572-1172

教科書用図書等の採択結果等の公表について

令和7年8月26日（火）に開催された豊頃町定例教育委員会議において、令和8年度に使用する小学校および中学校用教科用図書が採択されました。

採択された教科書につきましては、図書館で展示します。また採択理由等については、次のとおり公表しますので閲覧できます。

日 平日8時30分～17時15分
所 教育委員会教育課（える夢館内）
【閲覧内容】 ▽採択結果・採択理由・協議会の役員および委員名・協議会の議事録・調査委員会の委員名・調査委員会の報告書

問合せ先
教育委員会学校教育係
☎579-5801

クライミング教室のお知らせ

クライミング教室

総合体育館では、クライミング教室を実施します。小学1年生以上であればどなたでも参加可能です。運動不足解消や趣味などにいかがでしょうか。

【日　時】
10月17日（金）19時～20時45分
10月31日（金）19時～20時45分
11月14日（金）19時～20時45分
11月28日（金）19時～20時45分
【対　象】小学1年生以上の町民
【定　員】20名程度
【参加料】1人100円（4回分）
【申込期限】10月1日(水)～10日(金)

問合せ先
総合体育館
☎574-2480

ヘルプマーク・ヘルプカードを希望される方へ

「ヘルプマーク・ヘルプカード」を希望される方は、役場福祉課窓口までお越しください。また、電話での受付も行いますのでお問い合わせください。

問合せ先
役場福祉課福祉介護係
☎574-2214

『ヘルプマーク』とは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方や発達障がいの方など、外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを伝えることで援助が得やすくなることを目的としています。

『ヘルプカード』とは

障がいのある方の中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。そういう方々が困ったときに助けを求めるためのものです。また、このカードは「助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードでもあります。

ヘルプマークを身に着けた方への配慮の例

①電車、バス等、公共交通機関で席を譲ること
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からはわからないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスに感じることがあります。

②駅や商業施設等で声をかける等の配慮
交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

③災害時、安全に避難するための配慮
視覚障がいや聴覚障がい等で状況把握が難しい方、肢体不自由等による自力で迅速な避難が困難な方がいます。

ヘルプカードの活用場面

① **災害のとき**
災害が発生したとき。
災害に伴う避難生活が必要なとき。

② **緊急のとき**
道に迷ってしまったときやパニック発作等の発作や病気のとき。

③ **日常的に、ちょっとした手助けがほしいとき。**

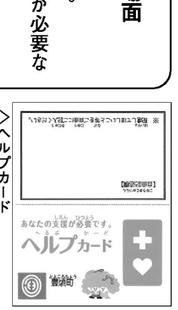

▷ヘルプカード

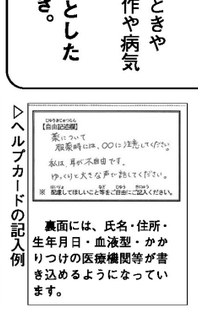
▷ヘルプカードの記入例

裏面には、氏名・住所・生年月日・血液型・かかりつけの医療機関等が書き込めるようになっています。

駐在だよりはるにれ

～みんなでつくろう　安心な街～

全国地域安全運動が実施されます

期間▼10月11日（土）～20日（月）

池田警察署では、池田地区防犯協会や防犯ボランティア団体と協力し、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止や子供と女性の犯罪被害防止のための啓発活動や防犯講話、訓練等を行います。

地域全体で防犯意識を高め、犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道を実現させましょう。

SNS型投資・ロマンス詐欺 特殊詐欺の被害防止

「+」から始まる国際電話が使用される特殊詐欺が多発しています。

海外との電話が不要の方は、「国際電話不取扱受付センター（0120（210）364）に利用休止を申込ましょう。

偽の警察手帳や逮捕状をビデオ通話等で見せ、「あなたの口座が犯罪が使われている。あなたを逮捕する」などといってだます詐欺被害が多発しています。

警察は、捜査対象者にビデオ通話をしたり、警察手帳や逮捕状の画像を送ったりすることはありません。

SNS、電話、メールなどで**トラブルに巻き込まれた話や、投資のもうけ話**などをされた時は、詐欺を疑い、すぐに相手との連絡を絶って、ご家族や警察にご相談ください。

問合せ先
池田警察署☎572-0110
茂岩駐在所☎574-2013
豊頃駐在所☎574-2151
大津駐在所☎575-2002

詐欺電話がきたら#9110

子どもと女性の犯罪被害防止

地域の見守りの目を増やすことは、犯罪の未然防止や防犯力の向上にもつながることが期待できます。

ウォーキングや買い物、犬の散歩等の日常生活の中でできる**「ながら見守り」**と不審者等発見時の早期通報にご協力ください。

路上、電車などで危険な場面に遭遇した際には、防犯ブザー等の防犯グッズのほか、痴漢対策機能等が搭載された北海道警察公式アプリ「ほくとポリス」が有効です。

北海道警察公式防犯アプリ「ほくとポリス」で安全安心！

●防犯アプリ
・身近なエリアの事件を確認
・マイエリアの不審者情報はプッシュ通知でお届け

●ちかん撃退・防犯ブザー
・表示画面で、周囲の人に助けを求めたり、痴漢に警告
・自分の位置を家族などに送信